

『入学選抜試験における合理的配慮申請書』の記載、提出について

- (1) 必要事項は全てご記入ください。
- (2) 出願学科・学部について、出願前であれば（未定）でも構いません。
- (3) 『入学選抜試験における合理的配慮申請書』を提出後に、本学を受験しない事が決定した場合は、速やかに本学入試広報課にご連絡いただき、申請の取消をご連絡ください。
- (4) 不明な点がある場合は、いつでも入試広報課（電話 0120-634-007）にお問合せください。

〈配慮事項の決定について〉

原則、大学入学共通テスト等での受験上の配慮事項の基準を参考に本学での配慮事項を決定します。本学では応じられない事項があった場合、独自に配慮内容が決定されます。

〈配慮事項について〉

※4 試験室や座席配慮	必要とする場合は【理由欄】へ記載してください。
※5 別室受験	原則として、別室対応を許可された他の受験生と同室になります。個室対応を希望する場合は、【理由欄】に個室対応を必要とする明確な理由を記載してください。
※6 車椅子の持参使用	車椅子のまま受験するか、椅子に移乗して受験するかを、【理由欄】に記載してください。
※7 試験時間延長	<p>試験時間の延長を必要とする場合は、高等学校等に在籍時の状況報告書（教育機関等における状況及び専門家等による第三者による所見）を別途添付してください。</p> <p>■別添え提出書類の種類</p> <p>★大学入学共通テストの受験上の配慮申請書の写し等で確認できる場合は省略可とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高等学校での定期試験時の対応報告書等（在籍校作成） ○発達障がいによる延長希望の場合 処理速度やワーキングメモリ、医師からの意見書（所見が記載されているもの）または心理・認知検査書類（注）心理・認知検査や行動評定等の測定日は、原則として申請時の3年以内のものを提出してください ○上肢の機能障害による延長希望の場合 医師の立合いのもと、志願者が書字にかかる所要時間を記載した書類。書字等が不能な場合はその旨を医師が記載した意見書 ○視覚障害による延長希望の場合 視野の現症が記載された書類（ゴールドマン型視野計、または自動視野計等の添付及び医師からの意見書）
※8 拡大文字問題の準備	希望する具体的な希望文字サイズ・フォント等を【理由欄】に記載してください。